

令和6年（行ウ）第85号 地位確認等請求事件

原告 新田久美 ほか9名

被告 国

答 弁 書

令和6年6月20日

東京地方裁判所民事第2部D b係 御中

被告指定代理人

〒102-8225 東京都千代田区九段南一丁目1番15号

九段第2合同庁舎

東京法務局訟務部（送達場所は別紙送達場所のとおり）

部 付 橋 本 政 和

部 付 富 岡 潤

訟 務 官 加 々 美 聡

〒100-8977 東京都千代田区霞が関一丁目1番1号

法務省民事局

民事法制企画官 戸 取 謙 治

局 付 大 野 智 己

局 付 石 川 舞 子

民事法制管理官付法務専門官 村 上 岳

民事法制管理官付法制第一係員 山 盛 裕 之

第 1	請求の趣旨に対する答弁	3
第 2	本案前の答弁の理由	3
1	事案の概要	3
2	関係法令の定め	4
(1)	民法	4
(2)	戸籍法	4
3	本件地位確認の訴えが不適法であること	4
(1)	はじめに	4
(2)	本件地位確認の訴えは裁判所法 3 条 1 項の「法律上の争訟」に当たらないこと	5
(3)	本件地位確認の訴えは、仮に「法律上の争訟」に当たるとしても、行訴法 4 条の公法上の法律関係に関する確認の訴えとして確認の利益が認められないこと	7
(4)	まとめ	9
4	本件違法確認の訴えが不適法であること	9
(1)	はじめに	9
(2)	本件違法確認の訴えは「法律上の争訟」に当たらないこと	9
(3)	本件違法確認の訴えは、仮に「法律上の争訟」に当たるとしても、行訴法 4 条の公法上の法律関係に関する確認の訴えとしては確認の利益が認められないこと	10
(4)	最高裁令和 4 年 5 月 2 5 日大法廷判決の事案との関係について	11
(5)	まとめ	12
5	小括	13
第 3	「請求の原因」に対する認否	13
第 4	被告の主張	30

第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告らの訴えのうち、地位確認請求に係る訴え及び違法確認請求に係る訴えをいずれも却下する
 - 2 原告らのその余の請求をいずれも棄却する
 - 3 訴訟費用は原告らの負担とする
- との判決を求める。

なお、仮執行の宣言は相当でないが、仮に仮執行宣言を付する場合は、

- (1) 担保を条件とする仮執行免脱宣言
 - (2) その執行開始時期を判決が被告に送達された後14日経過した時とすること
- と
- を求める。

第2 本案前の答弁の理由

1 事案の概要

本件は、(1)原告らが、①主位的に、憲法13条により「氏名に関する人格的利益」が、憲法24条1項により「婚姻をするについての自律的な意思決定」が保障されているのに、民法750条及び739条1項、戸籍法74条1号の各規定（以下、これらの規定を併せて「本件各規定」という。）が、全ての夫婦に対して、婚姻に際していずれか一方が氏を変更して夫婦同氏になることを求めており、双方が氏を維持したまま婚姻する等の例外を一切認めていないことは違憲であるとして、原告らが夫婦双方の婚姻前の氏を維持したまま婚姻し得る地位にあることの確認を（請求の趣旨第1項の「(主位的請求)」部分。以下、同請求に係る訴えを「本件地位確認の訴え」という。）、②予備的に、被告が、本件各規定を改正しないことにより、原告らについて、夫婦双方の婚姻前の氏を維持したまま婚姻することを認めないことが、違法であることの確認を（請求の趣旨第1項の「(予備的請求)」部分。以下、同請求に係る訴えを「本

件違法確認の訴え」という。) それぞれ求めるとともに、(2)国会が平成8年から現在まで本件各規定の改正という立法措置を講じなかったことが国家賠償法1条1項の適用上違法であり、その結果、原告らにおいて婚姻の際に氏を変更したり婚姻を諦めたりしたことにより、それぞれ精神的苦痛を受けたと主張して、同項に基づき、各50万円の慰謝料の支払を求める(以下、この請求を「本件国賠請求」という。) 事案である。

2 関係法令の定め

(1) 民法

第739条 婚姻は、戸籍法(括弧内略)の定めるところにより届け出ることによって、その効力を生ずる。

2 (略)

第740条 婚姻の届出は、その婚姻が第731条、第732条、第734条から第736条まで及び前条第2項の規定その他の法令の規定に違反しないことを認めた後でなければ、受理することができない。

第750条 夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。

(2) 戸籍法

第74条 婚姻をしようとする者は、左の事項を届書に記載して、その旨を届け出なければならない。

一 夫婦が称する氏

二 (略)

3 本件地位確認の訴えが不適法であること

(1) はじめに

本件地位確認の訴えは、以下に述べるとおり、裁判所法3条1項の「法律上の争訟」に当たらず(後記(2))、仮にこの点をおいたとしても、行政事件訴訟法(以下「行訴法」という。)4条の公法上の法律関係に関する確認の

訴えとしては確認の利益が認められず（後記(3)）、いずれにせよ不適法である。

(2) 本件地位確認の訴えは裁判所法3条1項の「法律上の争訟」に当たらないこと

ア 裁判所法3条1項の「法律上の争訟」の意義

裁判所法3条1項は、「裁判所は、日本国憲法に特別の定のある場合を除いて一切の法律上の争訟を裁判」する権限を有すると規定する。

裁判所法3条1項の「法律上の争訟」とは、当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争であって、かつ、それが法令の適用により終局的に解決することができるものをいうと解される（最高裁昭和56年4月7日第三小法廷判決・民集35巻3号443ページ等）。

したがって、本件地位確認の訴えが「法律上の争訟」に当たらない場合には、裁判所の審査権は及ばず、訴えは却下される。

イ 本件地位確認の訴えが「法律上の争訟」に当たらないこと

本件地位確認の訴えにおいて、原告らは、「本件各規定により、原告らは、夫婦双方が婚姻前の氏を維持したまま婚姻することができない状態に置かれているが、本件各規定は（中略）違憲部分を排除した形で合憲的に解釈されるべきであり、かかる解釈によれば、原告らは、夫婦双方の婚姻前の氏を維持したまま婚姻し得る法的地位にある」と主張する（訴状第8の1・80ページ）。

「氏」については、最高裁判所平成27年12月16日大法廷判決（民集69巻8号2586ページ。以下「平成27年大法廷判決」という。）が、「氏は、婚姻及び家族に関する法制度の一部として法律がその具体的な内容を規律しているものであるから、氏に関する（中略）人格権の内容も、憲法上一義的に捉えられるべきものではなく、憲法の趣旨を踏まえつつ定められる法制度をまって初めて具体的に捉えられるものである。した

がって、具体的な法制度を離れて、氏が変更されること自体を捉えて直ちに人格権を侵害し、違憲であるか否かを論ずることは相当ではない。」と判示するとおり、「氏」は、その在り方が憲法上一義的に定められておらず、民法の規律する法制度に関わるものであり、具体的な法制度を前提とした考察が必要となるものである。この具体的な法制度として、民法750条は、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。」と規定し、夫婦は、婚姻の際に、夫の氏又は妻の氏のどちらかを選択しなければならないこととされている。そして、婚姻しようとする者は、婚姻届に「夫婦が称する氏」を記載して届け出なければならず（戸籍法74条1号）、その記載がない届出は受理されないこととされている（民法740条）。このように、民法750条を始めとする本件各規定は、婚姻に伴い、夫婦となろうとする者の一方は必ず氏を改めることを義務付けるものである。

以上に述べたとおり、民法の規律する具体的な「氏」の制度は、婚姻に伴い、夫婦となろうとする者の一方は必ず氏を改めることを義務付けることとし、夫婦を同氏とするものであるから、原告らが確認を求める「夫婦双方の婚姻前の氏を維持したまま婚姻し得る法的地位」は、民法の規律する「氏」の制度の内容とはおよそ相容れないものである。すなわち、上記の法的地位は、現行法令の解釈によって導き出すことのできるものではなく、立法不作為の違法（違憲）を前提に、夫婦が別の氏を称することを可能とする立法を新たに行わなければ、具体的に認めることのできないものである。したがって、原告らが確認を求める法的地位は、現行法令上、具体的な権利義務ないし法律関係であるということとはできない。

この点について、平成27年大法廷判決は、「夫婦同氏制の採用については、嫡出子の仕組みなどの婚姻制度や氏の在り方に対する社会の受け止め方に依拠するところが少なくなく、この点の状況に関する判断を含め、

この種の制度の在り方は、国会で論ぜられ、判断されるべき事柄」であると判示し、最高裁判所令和3年6月23日大法廷決定・裁判集民事266号1ページ（以下「令和3年大法廷決定」という。）も、「夫婦の氏についてどのような制度を採るのが立法政策として相当かという問題と、夫婦同氏制を定める現行法の規定が憲法24条に違反して無効であるか否かという憲法適合性の審査の問題とは、次元を異にするものである。（中略）この種の制度の在り方は、平成27年大法廷判決の指摘するとおり、国会で論ぜられ、判断されるべき事柄にほかならない」と判示しており、いずれも被告の上記主張に沿うものである。

そして、法律上の争訟に当たるか否かは、請求の趣旨の文言のみから形式的に判断すべきではなく、当該紛争の実質に着目した上で判断されるべきであるところ、本件地位確認の訴えは、個別の原告らの法的地位の確認という形式こそ採ってはいるものの、上述のとおり、その実質は、国会によって立法措置が講じられておらず、自己の主張に沿う制度が実現されていないにもかかわらず、国会の立法行為をいわば先取りして、裁判所に対し、夫婦同氏制に加えて夫婦別氏制という選択肢を新たに設けるなど、夫婦別氏制という新たな一定内容の法制度を創設することを求めるに等しいものである。そのような新たな一定内容の制度の創設は、立法作用に属する事項であって、司法審査に適しない。

したがって、本件地位確認の訴えは、当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争であって、かつ、それが法令の適用により終局的に解決することができるものに当たらず、「法律上の争訟」に当たらないことが明らかであり、不適法というべきである。

- (3) 本件地位確認の訴えは、仮に「法律上の争訟」に当たるとしても、行訴法4条の公法上の法律関係に関する確認の訴えとして確認の利益が認められないこと

ア 確認の利益について

確認の訴えは、原告の権利又は法律上の地位に生じている現実的な危険や不安を除去するために原告と被告との間の法律関係の存否等について既判力をもって確定するものであるところ、確認の対象は論理的には無限定に存在し得るから、訴訟制度が具体的事件の紛争の解決を目的とすることに照らし、いかなる内容の確認の訴えであっても許容されることにはならず、確認の利益があること、すなわち、判決の既判力をもって法律関係の存否等を確定することが、原告の権利又は法律上の地位に生じている現実的な危険や不安を除去するために有効かつ適切であることが必要である（三木浩一ほか・民事訴訟法〔第4版〕367ページ等参照）。

イ 本件地位確認の訴えは、確認の利益が認められないから、不適法であること

前記(2)イのとおり、本件地位確認の訴えにおいて、原告らは、本件各規定について、違憲部分を排除した形で合憲的に解釈すれば、原告らは、夫婦双方の婚姻前の氏を維持したまま婚姻し得る法的地位にあると主張する。

しかしながら、原告らが確認を求める「夫婦双方の婚姻前の氏を維持したまま婚姻し得る法的地位」は、現行法令の解釈によって導き出すことができるものではなく、立法不作為の違法（違憲）を前提に、夫婦が別の氏を称することを可能とする立法を新たに行わなければ、具体的に認めることのできない法的地位であることは、前記(2)イで述べたとおりである。

また、本件の場合、本件国賠請求において本件各規定を改正しない立法不作為が審理の対象とされるのであり、本件各規定を改正しない立法不作為の解消が期待されるという事実上の効果は、本件地位確認の訴えによらずに、国家賠償請求訴訟によっても得られるものであるところ、原告らが主張する、婚姻の際に夫婦双方が婚姻前の氏を選択することができるとい

う権利が、選挙権や国民審査権のように侵害を受けた後に争うことによっては権利行使の実質を回復することができない性質のものとはいえないことを併せ考慮すると、本件においては、本件国賠請求の訴えを提起すれば足り、これに加えて本件地位確認の訴えまで提起する必要はないというべきである。

したがって、本件地位確認の訴えは、原告らの権利ないし法律上の地位に生じている現実的な危険や不安を除去するために有効かつ適切な手段であるとはいえず、確認の利益を欠くものであって、不適法というべきである。

(4) まとめ

以上のとおり、本件地位確認の訴えは、「法律上の争訟」に当たらず、仮にこの点をおいたとしても、行訴法4条の公法上の法律関係に関する確認の訴えとしては確認の利益が認められない。

4 本件違法確認の訴えが不適法であること

(1) はじめに

本件違法確認の訴えは、以下に述べるとおり、「法律上の争訟」に当たらず（後記(2)）、仮にこの点をおいたとしても、行訴法4条の公法上の法律関係に関する確認の訴えとしては確認の利益が認められず（後記(3)）、いずれにせよ不適法である。

(2) 本件違法確認の訴えは「法律上の争訟」に当たらないこと

前記3(2)イのとおり、そもそも本件地位確認の訴えは、現行法令の解釈によってはおよそ導き出すことのできず、具体的な権利義務ないし法律関係とはいえない、夫婦双方が婚姻前の氏を維持したまま婚姻をすることができる法的地位の確認を求めるものであり、違法確認という形式を採ってはいるものの、その実質は新たな一定内容の法制度の創設を求めるものである。その予備的請求である本件違法確認の訴えも、その請求の趣旨自体から明らか

などおり、新たな一定内容の法制度を創設しないこと、要するに、夫婦同氏制を採用する本件各規定を改正して、夫婦別氏制を採用する規定を設けない立法不作為が違憲（違法）であることの確認を求めるものであり、本件地位確認の訴えと同様、当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争であって、かつ、それが法令の適用により終局的に解決することができるものとはいえない。

加えて、本件の場合、本件国賠請求において本件各規定を夫婦別氏制を採用する内容に改正しない立法不作為が審理の対象とされるのであり、実質的にみれば、本件違法確認の訴えにつき、前記3(2)アで述べた事件・争訟性の要件を否定しても、原告らの裁判を受ける権利を害することにならないことを併せ考慮すれば、本件違法確認の訴えは、「法律上の争訟」に当たらず、不適法というべきである。

(3) 本件違法確認の訴えは、仮に「法律上の争訟」に当たるとしても、行訴法4条の公法上の法律関係に関する確認の訴えとしては確認の利益が認められないこと

前記3(2)イで述べたところと同様に、「夫婦双方の婚姻前の氏を維持したまま婚姻すること」は、現行法令の解釈によってはおよそ導き出すことのできないものであり、本件違法確認に係る訴えの実質が、裁判所に対し、夫婦別氏制という新たな一定内容の法制度の創設を求めるものであることからすれば、夫婦双方が婚姻前の氏を維持したまま婚姻をすることができるようにするためには、国会の立法措置を経ることが必要である。

すなわち、前記(2)のとおり、被告が本件各規定を改正しないことにより、夫婦別氏を希望する者について、夫婦双方の婚姻前の氏を維持したまま婚姻をすることを認めないことの違法性の有無の確認を求めることは、結局のところは、本件各規定を一定内容の法制度に改正しない立法不作為が違憲（違法）であることの確認を抽象的に求めるものと解される。しかるに、前記3

(2)イのとおり、「氏」は、その在り方が憲法上一義的に定められておらず、民法の規律する法制度に関わるものであり、具体的な法制度を前提とした考察が必要となるものであることからすれば、仮に上記の立法不作為の違法(違憲)を確認したとしても、本件各規定の改正を含め、夫婦の氏についてどのような法制度とするかについては、嫡出子の仕組みなどの婚姻制度や氏の在り方に対する社会の受け止め方の状況に関する判断を含め、なお立法府の裁量判断に委ねられるべきものであり、その判断を必要とするものである。このように、本件違法確認の訴えの判決によっても、原告らが当然に救済されるという関係にはない。

また、本件各規定を改正しない立法不作為の解消が期待されるという事実上の効果は、本件違法確認の訴えによらずに、国家賠償請求訴訟によっても得られるものである(本件国賠請求の前提問題として、本件各規定を一定内容の制度に改正しない立法不作為の違憲性が判断され得る以上、あえて本件違法確認の訴えを提起する必要はない。)

以上からすれば、本件違法確認の訴えは、原告らの権利ないし法律上の地位に生じている現実的な危険や不安を除去するために有効かつ適切な手段であるとはいえず、確認の利益を欠くものであって、不適法というべきである。

(4) 最高裁令和4年5月25日大法廷判決(民集76巻4号711ページ。以下「令和4年大法廷判決」という。)の事案との関係について

なお、念のため付言するに、令和4年大法廷判決は、違法確認の訴え(一審被告である国が、一審原告である在外国民に対して次回の最高裁判所の裁判官の任命に関する国民の審査において審査権の行使をさせないことが違法であることの確認を求める訴え)が適法であることを説示する理由づけの中で、国民に保障された審査権の特徴として、その基本的な内容等が①「憲法上一義的に定められていること」や②「侵害を受けた後に争うことによって権利行使の実質を回復することができない性質のものである」ことを指摘

しているところ、同判決の調査官解説（大竹敬人「最高裁判所判例解説」法曹時報76巻1号361ページ）では、①の点につき、「審査権が、同じく能動的権利である選挙権と同様、国民が投票権を行使するという基本的な内容を憲法が一義的に定めていながら、国会による立法措置がされなければ当該権利を行使することができないという点において、他の基本的人権と異なる面があることを踏まえた上で、そのような特質があることから、本件においては個々の在外国民の権利が具体的に制限されている場面であることを明らかにし、本件違法確認の訴えが一般的・抽象的な立法行為の違憲確認を求めらるるものでなく、この点において事件・争訟性の要件に欠けるものではないこと、また、確認の利益を基礎付けるものであることを述べたものと考えられる。」、また、②の点につき、「平成17年大法廷判決（引用者注：最高裁平成17年9月14日大法廷判決・民集59巻7号2087ページ）において、選挙権の性質として指摘されたことと同様であり、このような性質からすると、司法救済として国家賠償請求訴訟のみでは不十分であるとみたものと思われる。」と解説されている。

そうすると、本件違法確認の訴えは、婚姻の際に夫婦双方が婚姻前の氏を選択できる権利又は利益という、その基本的な内容等が憲法上一義的に定められてない権利又は利益が問題となっているという点において、また、前記(2)及び(3)のとおり、本件各規定を一定内容の法制度に改正しないという立法不作為の解消が期待されるという事実上の効果が、本件違法確認の訴えによらずに、国家賠償請求訴訟によっても得られるものであり、原告らの主張する婚姻の際に夫婦双方が婚姻前の氏を選択できるという権利又は利益が、選挙権や国民審査権のように侵害を受けた後に争うことによっては権利行使の実質を回復することができない性質のものとはいえないという点において、いずれも令和4年大法廷判決の事案とは事案を全く異にするものである。

(5) まとめ

以上のとおり、本件違法確認の訴えは、「法律上の争訟」に当たらず、仮にこの点をおいたとしても、行訴法4条の公法上の法律関係に関する確認の訴えとしては確認の利益が認められない。

5 小括

以上によれば、本件地位確認の訴え及び本件違法確認の訴えは、いずれも「法律上の争訟」に当たらず、また、行訴法4条の公法上の法律関係に関する確認の訴えとしても確認の利益が認められず、いずれにせよ不適法なものであるから、速やかに却下されるべきである。

第3 「請求の原因」に対する認否

1 「第1 はじめに」について

(1) 「1 婚姻するか双方の氏を維持するかの二者択一構造」について

民法750条が、夫婦は、婚姻の際に、夫の氏又は妻の氏のどちらかを選択しなければならないとして、夫婦同氏制を定めていること、民法739条1項を受けた戸籍法74条1号が、夫婦が称する氏を婚姻届の必要的記載事項と定めていることは認め、その評価は争う。

(2) 「2 訴状の構成」について

認否の限りでない。

(3) 「3 司法の役割」について

第1段落について、原告らが引用する公刊物（甲A1及び2）が存在することは認める。

第2段落について、法制審議会が、平成8年に、法務大臣に対し、選択的夫婦別氏制度を含む民法の一部を改正する法律案要綱を答申したこと、同答申から本件訴訟提起までの経過期間は認める。

第3段落について、訴状第7の2(4)（72ないし74ページ）記載の女性差別撤廃委員会による各総括所見（甲A33の1及び2、甲A34の1及

び2、甲A37の1及び2)に、訴状の当該部分の各記載と同旨の記載があることは認め、その余は不知。

第4段落について、平成27年大法廷判決に、訴状で引用された部分の記載があることは認め、その余は争う。

第5段落について、原告らが引用する文献(甲A3)に、訴状で引用された部分の記載があることは認め、その余は争う。

第6段落は争う。

2 「第2 原告ら」について

いずれも不知。

3 「第3 夫婦同氏制度の制定経緯」について

(1) 「1 明治時代当初の夫婦の氏」について

江戸時代は、一般に、農民・町民には苗字(氏)の使用は許されていなかったこと、明治3年9月19日太政官布告により、平民に氏の使用が許されたこと、明治8年2月13日太政官布告により、氏の使用が義務化されたこと、明治9年3月17日太政官指令により、妻の氏は「所生ノ氏」(実家の氏)を用いることとされ、夫婦別氏とされたことは認め、その余は不知。

(2) 「2 明治民法下における夫婦の氏」について

旧民法(昭和22年法律第222号による改正前の明治31年法律第9号)において、夫婦は、家と同じくすることにより、同じ氏を称することとされたこと、すなわち、旧民法においては、「家」の制度を導入し、夫婦の氏について直接規定を置くのではなく、夫婦ともに「家」の氏を称することを通じて同氏になることとされたことは認め、その余は不知。

(3) 「3 家制度の廃止と民法750条の制定」について

昭和22年法律第222号による改正後の民法において、夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称することとされたこと、原告らが引用する文献(甲A5)に訴状の記載と同旨の記載があることは認め、そ

の余は不知。

4 「第4 夫婦同氏制度がもたらす諸問題（事実状況）」について

(1) 「1 概要」について

夫婦は婚姻の際に夫又は妻の氏を称しなければならないこと、令和4年時点において夫婦の約94.7パーセントが夫の氏を選択していることは認め、その余は知らないし争う。

(2) 「2 氏を変更することによる不利益及び夫婦間の不均衡」について

ア 「(1) 氏名の機能」について

氏名は、社会的にみれば、個人を他人から識別し特定する機能を有するものであるが、同時に、その個人からみれば、当該個人の人格の象徴であるということは認め、その余は知らないし争う。

イ 「(2) 個人識別機能の阻害」について

平成27年大法廷判決及び同判決における木内道祥裁判官の意見に、訴状で引用された部分の記載があることは認め、その余は知らないし争う。

ウ 「(3) アイデンティティの喪失感」について

平成27年大法廷判決及び最高裁判所令和4年3月22日第三小法廷決定（判例秘書登載）における渡邊恵理子裁判官の意見に、訴状で引用された部分の記載があることは認め、その余は知らないし争う。

エ 「(4) 個人の信用・評価・名誉感情等への悪影響」について

平成27年大法廷判決及び同判決における岡部喜代子裁判官の意見に訴状で引用された部分の記載があること、原告らが証拠提出する文献（甲A6の1）に令和4年の平均初婚年齢についての訴状の記載と同旨の記載があることは認め、その余は知らないし争う。

オ 「(5) 婚姻歴の開示というプライバシーの侵害」について

令和3年大法廷決定における宮崎裕子裁判官及び宇賀克也裁判官の共同の反対意見（以下「令和3年大法廷決定における宮崎裁判官らの反対意見」

という。)並びに同決定における草野耕一裁判官の反対意見に、訴状で引用された部分の記載があることは認め、その余は知らないし争う。

カ 「(6) 氏における夫婦間の不均衡とそれによる婚姻生活での支障」について

平成27年大法廷判決、令和3年大法廷決定における宮崎裁判官らの反対意見及び原告らが証拠提出する文献(甲A7)に、訴状で引用された部分の記載があることは認め、その余は知らないし争う。

(3) 「3 婚姻を諦めることによる不利益」について

ア 「(1) 婚姻を諦める人たちの存在」について

平成27年大法廷判決及び令和3年大法廷決定における宮崎裁判官らの反対意見に訴状で引用された部分の記載があること、原告らが証拠提出する各文献(甲A8、甲A9)に訴状の記載と同旨の記載があることは認め、その余は知らないし争う。

イ 「(2) 婚姻の意義とそれを諦めることの不利益」について

最高裁判所平成27年12月16日大法廷判決(民集69巻8号2427ページ。以下「再婚禁止期間違憲大法廷判決」という。)に、訴状で引用された部分の記載があることは認め、その余は知らないし争う。

(4) 「4 改氏の不利益が世代を超えて女性に偏り続けていること」について

ア 「(1) 改氏するのはほとんど妻であること」について

令和4年時点において夫婦の約94.7パーセントが夫の氏を選択していること、昭和50年から平成27年までの期間に婚姻した夫婦の約95パーセントが夫の氏を名乗っていること、平成27年大法廷判決に訴状で引用された部分の記載があることは認め、その余は知らないし争う。

イ 「(2) 妻が改氏を強いられる背景」について

原告らが証拠提出する文献(甲A5)に、訴状の記載と同旨の記載があることは認め、その余は知らないし争う。

なお、原告らは、第2段落4行目において、上記文献（甲A5）の引用として、「夫の氏になるというだけで」と記載しているが、「夫の氏になるというだけのことで」というのが正しい（甲A5）。

ウ 「(3) 不利益の女性への偏在を再生産していること」について

平成27年大法廷判決における岡部喜代子裁判官の意見、令和3年大法廷決定における三浦守裁判官の意見及び原告らが引用する各文献（甲A12、甲A13）に、訴状で引用された部分の記載があることは認め、その余は知らないし争う。

5 「第5 本件各規定は憲法13条と憲法24条1項に違反すること」について

(1) 「1 概要」について

争う。

(2) 「2 憲法13条が保障する「氏名に関する人格的利益」の制約」について

ア 「(1) 氏名に関する人格的利益は憲法13条が保障する憲法上の権利であること」について

(7) 「ア 憲法13条によって保障される重要な権利・利益であること」について

最高裁昭和63年2月16日第三小法廷判決（民集42巻2号27ページ）、令和3年大法廷決定における宮崎裁判官らの反対意見及び辻村みよ子教授の意見書（甲A14・28ページ）に、訴状で引用された部分の記載があることは認め、原告らの主張は争う。

(イ) 「イ 過去の判例に照らしても妥当であること」について

争う。

(ウ) 「ウ 平成27年大法廷判決の判示とも矛盾しないこと」について

平成27年大法廷判決に、訴状で引用された部分の記載があることは

認め、原告らの主張は争う。

イ 「(2) 本件各規定は氏名に関する人格的利益に対する制約であること」
について

(ア) 「ア」について

令和3年大法廷決定における宮崎裁判官らの反対意見に、訴状で引用された部分の記載があることは認め、原告らの主張は争う。

(イ) 「イ」について

平成27年大法廷判決に、訴状で引用された部分の記載があることは認め、原告らの主張は争う。

(ウ) 「ウ」について

最高裁判所令和5年10月25日大法廷決定（判例タイムズ1517号67ページ）に、訴状で引用された部分の記載があることは認め、原告らの主張は争う。

(3) 「3 本件各規定は憲法24条1項が保障する「婚姻するについての自律的な意思決定」に対する制約であること」について

ア 「(1) 憲法24条1項の趣旨」について

第1段落ないし第3段落について、憲法24条1項の規定内容のほか、平成27年大法廷判決及び同判決についての最高裁判所調査官の判例解説（畑佳秀・最高裁判所判例解説民事篇平成27年度（下）708ページ。なお、原告らの引用箇所は750ページ）に訴状で引用された部分の記載があることは認め、原告らの主張は争う。

第4段落について、令和3年大法廷決定における宮崎裁判官らの反対意見及び同決定における三浦守裁判官の意見に、訴状で引用された部分の記載があることは認める。

イ 「(2) 憲法13条及び憲法14条の理念を実質的に具体化する婚姻制度の構築の要請」について

第1段落について、原告らが証拠提出する最高裁判所調査官の判例解説（加本牧子・最高裁判所判例解説民事篇平成27年度（下）642ページ。なお、原告らの引用箇所は669ページ）に、「婚姻をするについての自由」については、（中略）その背後には憲法13条が基盤とする国民の自由・幸福追求の権利があると観念することができるように思われる。（中略）「婚姻をするについての自由」の価値は憲法上も重要なものとして捉えられるべきであり、少なくとも、憲法上保護されるべき人格的利益として位置付けられるべきものと解することは可能であろう。」との記載があることは認める。

第2段落について、平成27年大法廷判決及び高橋和之教授の意見書（甲A17・4ページ）に、訴状で引用された部分の記載があることは認め、原告らの主張は争う。

第3段落は争う。

第4段落について、原告らが証拠提出する文献（甲A13・495ページ）及び令和3年大法廷決定における宮崎裁判官らの反対意見に、訴状で引用された部分の記載があることは認める。

ウ 「(3) 本件各規定は憲法24条1項が保障する「婚姻をするについての自律的な意思決定」を制約するものであること」について

(ア) 「ア 人格の尊重の否定」について

争う。

(イ) 「イ 夫婦間の「同等の権利」の侵害」について

原告らが証拠提出する各文献（甲A18・41ページ、甲A19・94ページ）に、訴状で引用された部分の記載があることは認め、その余は争う。

(ウ) 「ウ 「相互の協力」への支障」について

原告らが証拠提出する文献（甲A7・15ページ）に、訴状の記載と

同旨の記載があることは認め、その余は知らないし争う。

(エ) 「エ 憲法14条1項の趣旨に沿わないこと」について

第1段落について、平成27年大法廷判決に、訴状で引用された部分の記載があることは認め、原告らの主張は争う。

第2段落について、令和3年大法廷決定における宮崎裁判官らの反対意見及び原告らが証拠提出する文献（甲A20・135及び136ページ）に、訴状で引用された部分の記載があることは認める。

(オ) 「オ 小括」について

争う。

(カ) 「カ 平成27年大法廷判決は本件二者択一構造が持つ過酷さに対する考慮が不十分であること」について

平成27年大法廷判決、令和3年大法廷決定及び同決定における深山卓也裁判官らの補足意見並びに原告らが証拠提出する各文献（甲A3・212及び214ページ、甲A21・101ページ及び甲A22・137ページ）に、訴状で引用された部分の記載があることは認め、原告らの主張は争う。

(4) 「4 本件各規定による制約には必要性も合理性もないこと」について

ア 柱書き部分について

争う。

イ 「(1) 婚姻の本質と無関係な事柄による制約であること」について

最高裁判所昭和62年9月2日大法廷判決（民集41巻6号1423ページ）、令和3年大法廷決定における宮崎裁判官らの反対意見及び原告らが証拠提出する各文献（甲A23・94ページ、甲A24・14ページ、甲A25・393ページ、甲A26・2及び3ページ）に、訴状で引用された部分の記載があることは認め、原告らの主張は争う。

ウ 「(2) 「家族の呼称を一つに定めることの意義」は例外を認めない理由

とはならないこと」について

平成27年大法廷判決に、訴状で引用された部分の記載があることは認め、原告らの主張は争う。

エ 「(3) 「家族としての一体感等」も別氏という例外を認めない理由にならないこと」について

平成27年大法廷判決に訴状で引用された部分の記載があること、令和3年12月2日から令和4年1月9日にかけて内閣府が行った「家族の法制に関する世論調査」(以下「内閣府による令和3年12月調査」という。)において、回答者のうち61.6パーセントの者が、「夫婦・親子の名字・姓が違うことによる、夫婦を中心とする家族の一体感・きずなへの影響の有無」について、「影響がないと思う」と回答したこと(甲A28・14ページ)は認め、原告らの主張は争う。

オ 「(4) 通称使用によって不利益は解消されないこと」について

第1段落について、平成27年大法廷判決に、訴状で引用された部分の記載があることは認め、原告らの主張は争う。

第2段落ないし第6段落について、原告らの個別事情については不知、その余は争う。

第7段落について、原告らが証拠提出する資料(甲A27)に旧姓の通称使用の限界に関する指摘の例が記載されていること、内閣府による令和3年12月調査の結果(甲A28・8ページ)及び原告らが証拠提出する文献(甲A29・48ページ)に訴状で引用された部分の記載があることは認め、原告らの主張は争う。

なお、原告らが平成27年大法廷判決における深山卓也裁判官らの補足意見に記載されているとする引用部分は、令和3年大法廷決定における深山卓也裁判官らの補足意見である。

カ 「(5) 夫婦間の自由かつ平等な協議が確保されていないこと」について

平成27年大法廷判決及び原告らが証拠提出する文献（甲A30・35ページ）に、訴状で引用された部分の記載があることは認め、原告らの主張は争う。

キ 「(6) 婚姻や氏に関する社会的状況及び意識の変化」について

(7) 柱書き部分について

最高裁判所平成25年9月4日大法廷決定（民集67巻6号1320ページ）に、訴状で引用された部分の記載があることは認め、その余は不知。

(イ) 「ア 氏を維持する必要性の高まり」について

a 「(7) 晩婚化と再婚割合の増加」について

第1段落について、第1文は認め、第2文は、昭和22年の女性の平均初婚年齢が22.9歳であったとの限りで認める。第3文は不知だが、一般論としては争わない。

第2段落について、第2文は認め、その余は不知。

b 「(イ) 婚姻・出産後も就労を継続する女性の増加」について

平成27年に商業登記規則第81条の2の規定が新設され、取締役、監査役等について婚姻前の氏の併記が認められるようになったこと、令和6年1月に経団連が選択的夫婦別氏制度の導入を政府へ要望したことは認め、その余は不知。

c 「(ウ) 未婚率の増加と未婚の理由」について

第1段落について、総務省「国税調査報告」の結果が訴状記載の内容であったことは認める。

第2段落について、令和3年度内閣府委託調査「令和3年度人生100年時代における結婚・仕事・収入に関する調査報告書」（甲A8）の結果が訴状記載の内容であったことは認め、原告らの主張は争う。

d 「(イ) 婚氏続称制度」について

原告らが主張する法改正がされたこと、法務省「戸籍統計」の結果は認め、原告らの主張は争う。

(ウ) 「イ 夫婦別氏を求める意識の高まり」について

a 「(ア) 内閣府の世論調査」について

内閣府による令和3年12月調査において、「現在の制度である夫婦同姓制度を維持した方がよい」と回答した者の割合が27.0パーセントであったこと（甲A28・21ページ）、18歳から29歳までの女性のうち、「選択的夫婦別姓制度を導入した方がよい」と回答した者の割合が45.7パーセントであり、「現在の制度である夫婦同姓制度を維持した上で、旧姓の通称使用についての法制度を設けた方がよい」と回答した者の割合が43.3パーセントであったこと、「夫婦・親子の名字・姓が違うことによる、夫婦を中心とする家族の一体感・きずなへの影響の有無」について、「影響がないと思う」と回答した者の割合が61.6パーセントであったこと（同・14ページ）は認め、原告らの主張は争う。

b 「(イ) 民間の世論調査」について

不知。

(エ) 「ウ 地方議会の選択的夫婦別氏制度導入を求める決議の増加」について

不知。

(オ) 「エ 国連委員会からの改正勧告と国際的動向」について

被告が、1979（昭和54）年に「市民的及び政治的権利に関する国際規約」を、1985（昭和60）年に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を、それぞれ批准したこと、訴状第7の2（4）（72ないし74ページ）記載の各定期報告の審査の際の女子差別撤廃委員会による各総括所見（甲A33の1及び2、甲A34の1及び

2、甲A37の1及び2)に、訴状で引用された部分の記載があることは認める。

(カ) 「オ 小括」について

原告らが証拠提出する文献(甲A31・139ページ)に、訴状の記載と同旨の記載があることは認め、原告らの主張は争う。

キ 「(7) 子の氏の定めや戸籍の記載方法等について議論の余地があることは、別氏の例外を認めない理由にならないこと」について

第1段落について、令和3年大法廷決定における深山卓也裁判官らの補足意見に、訴状で引用された部分の記載があることは認め、原告らの主張は争う。

第2段落について、令和4年大法廷判決に、訴状で引用された部分の記載があることは認める。

第3段落及び第4段落について、法制審議会が、平成8年に、法務大臣に対し、選択的夫婦別氏制度を含む民法の一部を改正する法律案要綱を答申したこと、民事行政審議会が、別氏夫婦に関する戸籍の取扱いについて答申したことは認め、原告らの主張は争う。

第5段落について、原告らが証拠提出する文献(甲A29・47ページ)に、訴状の記載と同旨の記載があることは認める。

(5) 「5 小括」について

争う。

なお、原告らは、「本件各規定が(中略)その制定時から違憲であったと考えるが、どんなに遅くとも現時点においては違憲に至っている」と主張するが(訴状第5の5・61ページ)、令和3年大法廷決定は、抗告人らがした婚姻の届出につき、民法750条及び戸籍法74条1号に違反することを理由に平成30年3月6日に不受理処分がされたことを受け、抗告人らがその受理を命ずることを求めた事案において、両規定が憲法24条等に違反す

ることを否定し、「平成27年大法廷判決以降にみられる（中略）諸事情等を踏まえても、平成27年大法廷判決の判断を変更すべきものとは認められない。」としている。

6 「第6 本件各規定は憲法24条2項に違反すること」について

(1) 「1 概要」について

争う。

(2) 「2 憲法24条2項の位置付け・規範」について

憲法24条2項の規定内容、平成27年大法廷判決に訴状で引用された部分の記載があることは認める。

(3) 「3 検討」について

ア 柱書き部分について

認否の限りでない。

イ 「(1) 「憲法上直接保障された権利とまではいえない人格的利益をも尊重すべきこと」(指針①)について」について

争う。

ウ 「(2) 「両性の実質的な平等が保たれるように図ること」(指針②)について」について

原告らが証拠提出する文献（甲A7・15ページ）に、訴状の記載と同旨の記載があることは認め、その余は争う。

エ 「(3) 「婚姻制度の内容により婚姻をすることが事実上不当に制約されることのないように図ること」(指針③)について」について

争う。

オ 「(4) 夫婦同氏制度の趣旨及び同制度を採用することにより生ずる影響について」について

争う。

(4) 「4 本件各規定は憲法24条2項に違反すること」について

争う。

なお、原告らは、「本件各規定は、少なくとも現時点においては、(中略) 憲法24条2項に違反する。」と主張するが(訴状第6の4・65ページ)、令和3年大法廷決定が、民法750条及び戸籍法74条1号が憲法24条等に違反することを否定し、「平成27年大法廷判決以降にみられる(中略) 諸事情等を踏まえても、平成27年大法廷判決の判断を変更すべきものとは認められない。」としていることは、前記第3の5(5)のとおりである。

7 「第7 本件各規定は国際人権条約及び憲法98条2項に違反すること」について

(1) 「1 国際人権条約の適合性について、人権条約機関による解釈・勧告を踏まえた判断をしなければならないこと」について

ア 「(1) はじめに」について

争う。

イ 「(2) 条約の適合性判断をしなければならないこと」について

被告が1981(昭和56)年に条約法に関するウィーン条約を締結したこと、同条約第26条が「効力を有するすべての条約は、当事国を拘束し、当事国は、これらの条約を誠実に履行しなければならない。」と規定していること、同条約第27条が「当事国は、条約の不履行を正当化する根拠として自国の国内法を援用することができない。」と規定していること及び憲法98条2項の規定内容は認め、その余は争う。

ウ 「(3) 人権条約機関の解釈・勧告が尊重されなければならないこと」について

(ア) 「ア 人権条約機関とは」について

自由権規約第28条に基づき人権委員会(自由権規約委員会)が設置されていること、女子差別撤廃条約第17条に基づき女子に対する差別の撤廃に関する委員会(女子差別撤廃委員会)が設置されていることは

認め、その余は知らないし争う。

(イ) 「イ 委員会の役割」について

締約国は、委員会の要請に応じ、条約の実施状況に関する報告を提出すること、委員会は当該報告を検討・審査の上、総括所見又は最終見解において、締約国に対し勧告等を行うことは認め、その余は争う。

(ウ) 「ウ 委員会による人権条約の解釈」について

争う。

(2) 「2 本件各規定が女性差別撤廃条約に違反していること」について

ア 「(1) 女性差別撤廃条約の日本についての発効」について

女子差別撤廃条約が1981（昭和56）年に発効し、被告が1985（昭和60）年に同条約を締結したことは認める。

イ 「(2) 女性差別撤廃条約の規定」について

訴状別紙1の女子差別撤廃条約の各規定内容はおおむね認める。

ウ 「(3) 女性差別撤廃委員会の一般勧告」について

訴状記載の女子差別撤廃委員会の一般勧告に、訴状で引用された部分の記載があることは認める。

エ 「(4) 女性差別撤廃委員会の日本政府に対する勧告等」について

訴状記載の女子差別撤廃委員会の日本政府に対する勧告等に、訴状で引用された部分の記載があることは認める。

オ 「(5) 本件各規定が女性差別撤廃条約に違反していること」について

争う。

なお、同条約第1条は、「この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有す

るものをいう。」と規定している。

(3) 「3 本件各規定が自由権規約に違反していること」について

ア 「(1) 自由権規約の日本についての発効」について

自由権規約が1976（昭和51）年に発効し、被告が1979（昭和54）年に同規約を締結したことは認める。

イ 「(2) 自由権規約の規定」について

訴状別紙2の自由権規約の各規定内容は認める。

ウ 「(3) 自由権規約の一般的意見」について

訴状記載の自由権規約委員会の一般的意見に、訴状で引用された部分の記載があることは認める。

エ 「(4) 自由権規約委員会の日本政府に対する勧告」について

訴状記載の自由権規約委員会の日本政府に対する総括所見に、訴状で引用された部分の記載があることは認める。

オ 「(5) 本件各規定が自由権規約に違反すること」について

争う。

(4) 「4 結論」について

争う。

8 「第8 原告らが夫婦双方の婚姻前の氏を維持したまま婚姻し得る地位にあることの確認（主位的請求）」について

(1) 「1 法的地位の存在」について

本件各規定により、夫婦双方が婚姻前の氏を維持したまま法律上の婚姻の効力を生じさせることができないことは認め、その余は争う。

(2) 「2 訴えの適法性」について

ア 「(1) はじめに」について

原告らが、行訴法4条後段所定の公法上の法律関係に関する確認の訴えとして、本件地位確認の訴えを提起していることは認め、その余は争う。

イ 「(2) 法律上の争訟であること」について

前記第2の3(2)のとおり、争う。

ウ 「(3) 訴えの利益があること」について

(ア) 柱書きについて

確認の利益が、「現に存在する法律上の紛争の直接かつ抜本的な解決のために適切かつ必要である場合、すなわち①確認訴訟を選択するのが適切であり、②確認の対象の選択が適切であり、③即時確定の利益（紛争の成熟性）が備わる時に認められる」ことは認め、その余は争う。

(イ) 「ア ①確認訴訟を選択することは適切であること」ないし「ウ ③即時確定の利益（紛争の成熟性）があること」について

前記第2の3(3)のとおり、いずれも争う。

(ロ) 「エ 在外日本人国民審査権確認等違憲大法廷判決の射程が及ぶこと」について

争う。

前記第2の4(4)のとおり、令和4年大法廷判決の射程は、本件に及ばない。

9 「第9 被告が、本件各規定を改正しないことにより、原告らが夫婦双方の婚姻前の氏を維持したまま婚姻することを認めないことが違法であることの確認（予備的請求）」について

(1) 「1 立法不作為の違法性」について

本件各規定により、夫婦双方が婚姻前の氏を維持したまま法律上の婚姻の効力を生じさせることができないことは認め、その余は争う。

(2) 「2 訴えの適法性」について

原告が、行訴法4条後段の公法上の法律関係に関する確認の訴えとして、本件違法確認の訴えを提起していることは認め、その余は争う。

10 「第10 国家賠償請求」について

(1) 「1 国家賠償法1条1項の違法性判断基準」について

再婚禁止期間違憲大法廷判決の判示部分は認め、その余は争う。

(2) 「2 憲法及び条約の規定に違反するものであることが明白であること(要件①)」について

原告らが証拠提出する文献(甲A42・233ページ)に、訴状の記載と同旨の記載があることは認め、原告らの主張は争う。

(3) 「3 長期にわたる立法措置の懈怠(要件②)」について

最高裁判所平成16年1月14日大法廷判決(民集58巻1号56ページ)における亀山継夫裁判官らの補足意見2に、訴状で引用された部分の記載があることは認め、原告らの主張は争う。

(4) 「4 損害」について

争う。

第4 被告の主張

追って準備書面により明らかにする。

以 上